

ご存じですか！！ 県内事業場・労働者のための産業保健サービス事業

鹿児島産業保健総合支援センター

鹿児島県内の事業場で働く労働者の健康確保・増進のために、各種の産業保健サービスが鹿児島産業保健総合支援センター（※従来の産業保健3事業が一元化されました）において、原則「無料」で受けられます。

サービスの区分、内容の概要については（裏面）のとおりです。

利用申込み等の詳細については、最寄りの地域産業保健センター又は鹿児島産業保健総合支援センターHP (<http://sanpo-kagoshima.jp/>) で、ご確認ください。

鹿児島産業保健総合支援センター

【所在地】 鹿児島市上之園町25-1 中央ビル 4階

【TEL】 099-252-8002 【FAX】 099-252-8003

【E-mail】 info@sanpo-kagoshima.jp

【利用時間等】 9時～17時（土、日曜日・祝祭日・年末年始休日を除く）

各地域産業保健センター

センター名	所在地（TEL・FAX・携帯）		
鹿児島地域産業保健センター	鹿児島市加治屋町3-10 （鹿児島市医師会館内）	TEL	099-226-3801
		FAX	099-226-3801
		携帯	070-2197-8596
北薩地域産業保健センター	薩摩川内市大小路町70-26 （川内市医師会館内）	TEL	0996-21-1900
		FAX	0996-21-1907
		携帯	070-2197-8597
鹿屋・肝属地域産業保健センター	鹿屋市西原3丁目7-39 （鹿屋市医師会館内）	TEL	0994-40-5441
		FAX	0994-40-5441
		携帯	070-2197-8598
始良・伊佐地域産業保健センター	霧島市隼人町内山田1-6-62 （始良郡医師会館内）	TEL	0995-42-9913
		FAX	0995-42-9913
		携帯	070-2197-8599
南薩地域産業保健センター	南さつま市加世田村原1-3-13 （南薩医師会館内）	TEL	0993-53-7601
		FAX	0993-53-7601
		携帯	070-2197-8600
曾於地域産業保健センター	曾於市大隅町月野894 （曾於郡医師会立病院内）	TEL	099-482-0234
		FAX	099-482-0234
		携帯	070-2197-8601
大島郡地域産業保健センター	奄美市名瀬塩浜町3-10 （大島郡医師会館内）	TEL	0997-53-1993
		FAX	0997-54-0597
		携帯	070-2197-8602

鹿児島労働局及び各労働基準監督署

局・署担当課	所在地（TEL）		
鹿児島労働局 健康安全課	鹿児島市山下町13-21	TEL	099-223-8279
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	鹿児島市薬師1-6-3	TEL	099-214-9175（案内3番）
川内労働基準監督署 安全衛生課	薩摩川内市若葉町4-24	TEL	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	鹿屋市西原4-5-1	TEL	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	始良市加治木町新富町98-6	TEL	0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	奄美市名瀬長浜町1-1	TEL	0997-52-0574

産業保健に関するサービス内容

(原則「無料」です。ただし、一部のサービスを除きます。)

	サービス対象者		
	事業場 (管理者、産業保健スタッフ等)	事業場及び労働者	各種団体等
健診の事後措置	① 就業判定 (労働安全衛生法66条の4) 産業医が、健診結果及び仕事内容等を勘案し、就業上問題がないかどうか判定。1回の健診に対し1回実施。事業場等での面談及び健診結果票を一時お預かりしての判定可。	② 保健指導 産業医・保健師が、脳・心臓疾患のリスクが高い(血中脂質・血圧・血糖・尿酸・心電図検査に異常所見を有する)労働者に対する保健指導。1回の健診に対し1回実施。事業場等で労働者と面談。 ③ 治療と職業生活の両立に関する相談・指導 病気を抱えながら働く労働者本人及び事業者からの相談・指導。(回数制限なし)	
長時間労働		④ 長時間労働面談 (労働安全衛生法66条の8・9) 産業医が、疲労蓄積により健康障害リスクが高まった労働者と判断した場合、本人及び事業者に対して、指導・助言を行う。労働者1人につき年1回実施。労働者と事業場等での面談。	
メンタルヘルス	⑥ 教材(図書・DVD等)の閲覧・貸出し センターに直接来所しての貸出しは無料。郵送・宅配等を希望の場合、送料は利用者負担。 ⑫ 相談窓口の設置 精神科医・臨床心理士・産業カウンセラーが、事業場内のメンタルヘルス対策全般について相談を受ける。センター来所、電話、FAX、メール可。 ⑬ 事業場訪問による指導・助言・教育 産業カウンセラー・社会保険労務士が、事業場内のメンタルヘルス対策導入の指導・助言、厚生労働省が示した管理監督者の取組事項等を教育、職場復帰支援プログラム策定に係る支援を行う。	⑤ 不調の労働者に対する相談・指導 産業医・対応可能な医師及び保健師が、ストレスによる心身の不調の有無の確認等や、必要に応じ専門の医療機関への受診勧奨。初回は無料。労働者と事業場等での面談。2回目以降…原則として、医療機関への受診勧奨がなされた労働者に対しては再度の相談・指導は行わない。(但し、規程する料金支払により利用可能) ⑭ 一時的な相談 メンタルヘルスに関し、一時的な相談可。(診療等は行えません。必要に応じ医療機関等の適切な機関を紹介)センター来所、電話、FAX、メール可。	⑦ 大会・研修等の講師派遣・紹介 関係機関の団体で実施する安全衛生大会、研修会等への講師派遣・紹介(紹介の場合、講師料・交通費は依頼者負担。) ⑪ 大会・研修等の講師紹介 事業主セミナー等の開催 関係機関の団体で実施する安全衛生大会、研修会等への講師紹介(講師料・交通費は依頼者負担。) 職場の衛生管理の重要性を理解して、産業保健活動を活性化させるための広報活動として、セミナー等の開催。
その他産業保健全般	⑧ 相談窓口の設置 事業場訪問による指導等 産業医・大学教授・労働衛生コンサルタント・作業環境測定士等が、事業場内の労災防止等の衛生管理、管理監督者の職務等を含めた産業保健全般について相談・指導を行う。 ⑨ 教材(図書・DVD等)の閲覧・貸出し、新情報を定期的にメール・レターで配信 センターに直接来所しての貸出しは無料。郵送・宅配等を希望の場合、送料は利用者負担。メール・レターの登録・配信は無料。 ⑩ 研修会の開催 産業医や保健師、労務・衛生管理者等の産業保健スタッフを対象にした、専門的かつ実践的な研修会の実施。		

①～⑤…労働者数50人未満の小規模事業場及びその労働者に対し、サービスを提供。

⑥～⑪…労働者数50人以上の事業場に対し、サービスを提供。

⑫～⑭…事業場規模の区分なく全事業場に対し、サービスを提供。